

平成 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書
 道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

平成 年 月 日 魚 沼 市 長 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	印
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	明・大 昭・平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数で5以下であると見込まれる者をいいます。

----- (切り取らないでください。) -----

平成 年 寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
 道府県民税

住 所	受付日付印
氏 名	殿

受付団体名	魚 沼 市
-------	-------

ふるさと納税に係る税控除について（確定申告とワンストップ特例申請）

医療費控除・農業所得等で確定申告をする予定がある。

はい

確定申告をお願いいたします。

いいえ

以下の要件をすべて満たしている。

- ① 給与所得者である。
- ② 1年間の寄附先が5自治体以内である。

いいえ

はい

ワンストップ特例申請書と添付資料
を当市宛にご提出ください。

記入例

A. 提出日をご記入ください。

B. 押印をしてください。

C. 個人番号（マイナンバー）を記入してください。

D. 確定申告または住民税申告をしない方はチェックできます。
【確定申告が必要な自営業の方や、医療費控除等で申告を行う方などは対象となりません。】

E. 寄附先の自治体が1年間（1/1～12/31）で5自治体以内であればチェックできます。（寄附回数ではなく、自治体数）

<お問い合わせ先> 〒946-8601
新潟県魚沼市小出島 130 番地 1
魚沼市役所 地域創生課 まちづくり係
TEL 025 (792) 9752

年寄附分 市町村住民税 道府県住民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

年寄附分	市町村住民税	道府県住民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書
年 月 日	姓 名	性別	印
	住所	個人番号	
電話番号		生年月日	

※同じ自治体に複数回寄附をした場合は、その都度申請書を提出する必要があります。

1. 当団体に對する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、提出時に該当する場合のみ行うことができます。①及び②に該当する場合、それぞれ以下の欄に「はい」を記入してください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する条件に該当する者である

（印） 提出日

年寄附分 市町村住民税 道府県住民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書交付書

姓 名

氏 名

受付団体名





第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

◆ワンストップ特例制度にかかる留意事項

- ・転居による住所変更など申請の内容に変更があった場合、寄附をした翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を当市へご提出ください。
- ・確定申告をすると所得税及び住民税より、またワンストップ特例申請を利用すると住民税より、寄附金額から2,000円を超える金額が控除されます。(所得等に応じて上限があります。) どちらを利用しても控除される金額は変わりません。
- ・添付資料の不足や申請住所と添付書類の相違があった場合は受付ができません。
ご提出の際は再度、確認をお願いいたします。
- ・ワンストップ特例の受付後に確定申告が必要になった場合でも、キャンセルの連絡は不要です。

添付書類 貼付台紙

- ・個人番号カードをお持ちの場合：「個人番号カードの表裏の写し」
- ・個人番号カードをお持ちでない場合：「通知カードの写し」と「身分証の写し」
- ・個人番号カードも通知カードもお持ちでない場合：「個人番号が記載された住民票の写し」と「身分証の写し」

区分	①個人番号確認の書類	②本人確認の書類
個人番号カードをお持ちの場合		
個人番号カードをお持ちでない場合	 <p>※住所又は氏名が変更されている場合は、その変更内容が確認できる裏面の写しも貼付してください。</p>	 <p>※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できる以下のいずれかの写しを貼付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住証明書 <p>※住所又は氏名が変更されている場合は、その変更内容が確認できる面の写しも貼付してください。</p>

既にダウンロードして申請書を提出済みの場合は、今回送付の書類は破棄してください。

※ご提出期限：寄附をした翌年1月10日（必着）